

經濟論叢

第九十三卷 第一號

インフレーションの財政金融的条件……………	島 恭 彦	1
ライン・ヴェストファーレン製鉄業に おける『混合企業』の創出 (二)……………	大 野 英 二	24
国家の経済的力能に関する 古典的命題 (一)……………	池 上 惇	38
景気分析への道……………	永 友 育 雄	55
書 評		
R・パートルズ「マーケティング思想の發展」……………	橋 本 勲	73
經濟論叢 第九十一卷・第九十二卷 総目録		

昭和三十九年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ライン・ヴェストファーレン製鉄業における

『混合企業』の創出(二)

大野 英 二

二 ライン・ヴェストファーレン製鉄業における産業革命と

『混合企業』の原型の成立

[I] コークス高炉の建設 一八四〇年代以降、パッドル法の急速な普及は、アイフェルやジューランドのフリッシュェルや木炭高炉を擁する小鉄工業者層の広汎な解体を随伴し、¹⁾製鉄業の立地を第5表の示すように、木炭と落流を利用して鉄鉱石埋蔵地域に分布していたフリッシュェル炉の立地から、ルール北部、ザール、インデ等の石炭埋蔵地域に集中したパッドル炉の立地へ移動せしめた。こうして、小鉄工業の広汎に分布したルール南部とは対蹠的に一八四〇年頃まで農業地帯であつて、南部へ穀物を供給したルール北部は、一八六〇年頃には、ドイツ製鉄業の最も重要な中心地へ急激な変貌を示したのである。この過程で製鉄工程におけるコークス高炉の建設と製鉄所炭坑の端緒的形が進展し、『混合企業』の原型の創出をみるにいたつた。

さて、オーベル・シュレージエンにはすでに一七九六年に、王立グライヴィッツ製鉄所に水力送風に基づく大陸

最初の、コークス高炉が建設され、一八〇二年には王立ケーニッヒ製鉄所に蒸気力送風に基づく大陸最大のコークス高炉が建設されて隣接の王立ケーニッヒ炭坑がその製鉄所炭坑として結合されており、オーベル・シュレージエンの農奴制工場ともいべき王立企業において『混合企業』の創出が認められる。こうしたオーベル・シュレージエンの展開からはば半世紀を経て、一九世紀中葉に漸くライン・ヴェストファーレンにおいてコークス高炉の建設が推進されるのであつて、これを迫つたものは精錬工程におけるパッドル法の導入にともなう銑鉄需要の著しい増大であつた。パッドル炉の増設による銑鉄需要の増加は、さしあつて、低廉なイギリスまたはベルギーの銑鉄の輸入によつて充足された。一八四四年の鉄関税改革により銑鉄トン当り二〇マルクの関税が賦課されたが、ベルギーに対しては一〇マルクの関税が賦課されたにすぎなかつたため、とくにベルギーの銑鉄の輸入が著しかった。しかし、このベルギーの銑鉄に対する関税も一八五二年に一五マルクへ引上げられ、一八五四年には特惠は廃止されており、銑鉄トン当り二〇マルク、棒鉄トン当り九〇マルクの関税を基調とする関税同盟の政策によりバックアップされつつ、まず、多数のパッドル炉を擁して銑鉄の自己消費の激増した製鉄所においてコークス高炉の建設がおしすすめられ、さらに一連の『単純』コークス高炉企業も発生した。ルール最初のコークス高炉は、一八四八年にミ

フ区別炭
局数年
ト督数
ス監夫
1855
エ山坑
ヴ鉱業
表上級
4級の
第一城坑

炭坑数	炭坑数
2	2
3	3
11	11
12	12
29	29
13	13
12	12
22	22
1	1

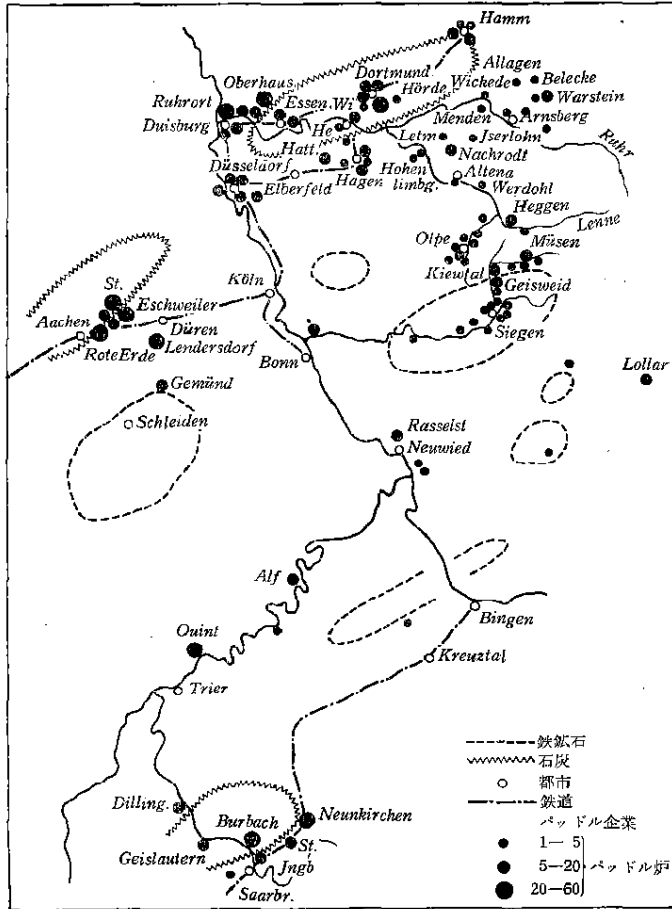
が夫246人
が夫104人
炭坑に就業
炭坑に就業
炭坑に就業
炭坑に就業

ニールハイムのフリードリッヒ・ヴェイルヘルム製鉄所に建設され、一八五〇年に送風されている。

ところで、鉄道網建設の進展、蒸気機関の増加、パッドル炉の普及、コークス高炉の建設等により、石炭需要が著しく増大して、石炭鉱業の急速な発展が招来され、ヴェストファ

ファーレン製鉄業の立地移動

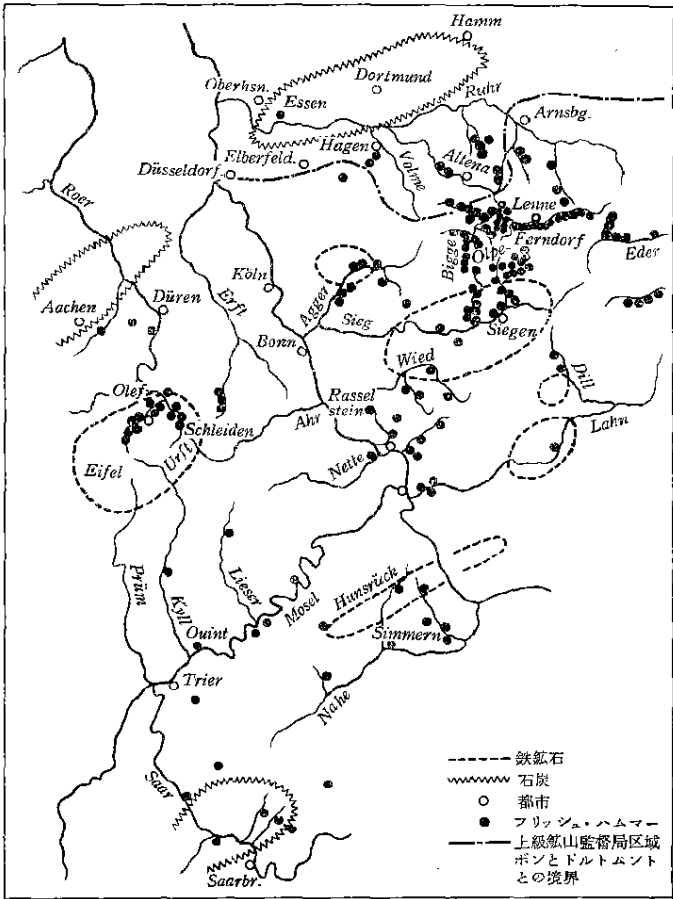
(B) 1860年のパッドル企業の立地



ライオン・ヴェストファーレン製鉄業における
 『混合企業』の創出(二)
 上級鉱山監督局区域内の炭坑についてのヤコビーの記述を整理するならば、第4表の示すような就業坑夫数別炭坑数の分布が認められるのであり、一八五〇年代半ばに排水用や運搬用の蒸気機関を設備した大炭坑の形成も

第5表 ライン・ヴェスト

(A) 1820年のフリッシュ・ハムマーの立地



かなりに進展している。製鉄業におけるヨークス高炉の建設が、こうした石炭鉱業の発展と結合して、まさしく製鉄業の資本の集積過程から一八五〇年代にライン・ヴェストファーレンの最初の製鉄所炭坑が形成されつつあった。

ライン・ヴェストファーレン製鉄業における
『混合企業』の創出(二)

グーテホフヌンク製鉄所についてこの過程を考察してみよう。それは木炭高炉三(旧グーテホフヌンク製鉄所とアン
トニー製鉄所との高炉、一八三〇年に新設の高炉)を擁していたが、ニーダー・ラインの他の製鉄所と同様に木炭の量と
価格に制約されて、その銑鉄生産は停滞し、一八四二年に銑鉄の自己生産二八、〇二八ツェントナーに対し購入九
三、四五八ツェントナー、一八五三年には自己生産三九、五六九ツェントナーに対し購入四八七、八二〇ツェント
ナーとなつて、銑鉄需要の大半は外国銑鉄の輸入に依存していた。あたかも、一八五二年以降の『創立熱狂の時代』
にあたり、ニトダー・ラインのコークス銑鉄の価格は一、〇〇〇ポンド当り一八五一年の一、二一三ターラーから
一八五四年の一七ターラーへ上昇し、一八五四年二月にはパッドル炉の一部分は銑鉄不足のために一時操業を中止
されたほどであつた。⁹⁾ このような状況のもとで、グーテホフヌンク製鉄所は一八五三年にオーベルハウゼンにコー
クス高炉の建設に着手して、一八五五年に操業を開始し、一八六三年までにコークス高炉六を擁して、その銑鉄生
産はパッドル工場や鑄造所の自己消費を遙かに上廻り、一八六三年の銑鉄生産四二、〇〇〇トンのうち一四、〇〇
〇トンは外部へ販売されている。¹⁰⁾

ところで、グーテホフヌンク製鉄所の石炭消費は、一八四四年の二六、〇〇〇トンから一八五二年の四二、〇三
四トンへ増大していたが、すべて購入されており、その持分所有者たるフィッセンヤハニエルの親族も参加して一
八五一年に設立されたコンコルディア炭坑やハニエルの所有していたツォルフライン炭坑により一八五〇年代半
ば頃には大部分が供給されていた。コークス高炉建設を契機として一八五四―五五年にオーベルハウゼン炭坑の堅
坑掘下げが開始され、一八五八年以来規則的に操業されるにいたり、オーベルハウゼンとステルクラーデの周辺に
製鉄所炭坑の形成が進展しはじめたのである。¹²⁾

こうして『混合企業』としての姿容を整えたグーテホフスンク製鉄所には一八六四年に、(1)オーベルハウゼンの製鉄所に六五〇人、炭坑に九四〇人、旺延工場に、一、二二五人、(2)ステルクラーデの旧、グーテホフスンク製鉄所、アントニー製鉄所、新エッセン鍛鉄所、ルールオルトの造船所、その他の鉄鉱石採掘、炭鉄採掘等に少くとも二、〇〇〇人、合計四、五〇〇人ないし五、〇〇〇人の就業労働者数を算するにいたった。¹³⁾

しかも、継起的諸生産行程を縦断的に結合する『混合企業』の形成のために重要な調期をなす一八五〇年代半ば以後の発展において、資本調達が当時のライン・ヴェストファーレンの製鉄所や炭坑の大企業設立に通例であつた¹⁴⁾ ような銀行資本の介入(『特殊ドイツ的銀行型』の機能)をまたないで行われた点は、十分に注目されるべきである。コークス高炉の建設、鉄鉱石採掘の拡充、堅坑掘下げ、加工部門の増設等の設備投資の必要から、一八五五年に資本金は一〇〇万ターラーへ引上げられ、まず持分所有者たる親族の追加出資により、資本調達がなされたのである。しかも、従来の高率の配当は制限されて、一八五五年以後各持分に四分の利子のみが支払われ、さらにこの利子も社内留保されるばあいには、その他の追加出資とともに五分の利子が支払われて、社内留保の促進が企図されており、一八六七―七二年の間(新しい設備投資)にはこの利子の支払いもなされなかつた。¹⁵⁾ このように、石炭商や石炭業に蓄積基盤をもつハニエルをはじめ親族の追加出資に補充されつつ、一八五五年以来実施された配当制限政策による社内留保が自己金融的基調を強化したのである。

(1) Vgl. K. v. Borries, *op. cit.*, SS. 35~38, u. F. Zunkel, *op. cit.*, S. 39.

(2) K. v. Borries, *op. cit.*, SS. 31~32.

(3) Gustav Felsch, *Die Wirtschaftspolitik des Preussischen Staates bei der Gründung der oberschlesischen Kohlen- und Eisenindustrie (1741 bis 1871)*, Zeitschrift für das Berg-, Hütten- und Salinenwesen im Preussischen Staate, Bd. 67,

1919, SS. 358, 377~372.

- ④ Fritz W. Lurmann, *Ein Jahrhundert deutscher Kohlenhüttenbetriebe*, Stahl und Eisen, Zeitschrift für das deutsche Eisenhüttenwesen, 16 Jahrgang, 15. October 1896, S. 810. また「ライオン・ウエスタフアーレン」でも製鉄工程でコークスを利用する企図は幾度も繰返えされている。旧「グーテホフマン」製鉄所における一七九〇年のコークス利用の試みは不成功で、終つてゐるが、ウエスタフアーレンのグラウヴェンホルストのフリードリッヒ・ウィルヘルム製鉄所 Friedrich-Wilhelm-Eisenhütte では一八〇六年にコークス高炉の操業が成功を収めて、数年間経営されて来たという (I. Lange-Kothe, *op. cit.*, S. 187)。グーテホフマン製鉄所も、一八二〇年代から三〇年代にかけてコークス利用の試みを繰返えした。しかし「四〇年代はじめに木炭高炉に一二%のコークス混合に成功を収めていたにすぎない」(F. W. Lurmann, *a. a. O.*, S. 810)。
- ⑤ をしあたつて、拙稿「ルーレル炭鉱労働力の存在形態」経済論叢第八二巻第三号を参照せよ。

- ⑥ Ludw. Herrm. Willh. Jacobi, *Das Berg-, Hütten- und Gewerbeswesen des Regierungs-Bezirks Arnsberg in statistischen Darstellung*, 1856, SS. 225~261. なお「ヴァステンマーン」上級鉱山監督局区域には「Revier Dortmund, Brunnhausen, Horde, Oestlich Witten, Westlich Witten, Dahlhausen, Bochum, Hardenstein, Schlebusch, Altendorf」が全部を占める。

- ⑦ H. G. Heymann, *op. cit.*, S. 109. ⑧ GHH, SS. 12~14. ⑨ *ibid.*, S. 25. ⑩ *ibid.*, SS. 26~27.
- ⑪ コンネルトは炭坑の取締役会長にはゲルハルト・ハニエルの長男カール・ハニエル Carl Haniel が就任し「コンラント・ハニエル」も株主として参考した (Vgl. 1850-1950 *Concordia Bergbau*, 1950, SS. 16~17)。コンラント・ハニエルは「石炭商から出発し、石炭鉱業へ進出して石炭商の基礎を補強すると同時に「グーテホフマン」製鉄所の石炭蒸餾を創出した」とした。一八三〇年頃かれは製鉄所炭坑の實現を構想したといふが、それはともあれ、一八三七年にルーレルのホルスマットのクローンブリントン炭坑で蒸気力排水により一〇〇メートル以上の泥炭岩層を貫通して堅坑による採炭にはじめて成功を収め、先駆者的業績を誇りえた。こうして、「石炭商」「回漕業」「石炭鉱業」に有力な結びつきをもち、「ミューレルハイムのシュタインネス」家と並び称せられたルーレルオルトのハニエル家が「グーテホフマン」製鉄所の主要な出資者であることは、「この資本調達機構を把握するに必要に石運しをなす点」(Vgl. F. Schunder, *op. cit.*, SS. 23~24, T. C. Banfield, *op. cit.*, p. 37, u. F. Zunkel, *op.*

cit., S. 95.)°

③ GHH, SS. 36~37.

④ ibid., S. 59.

⑤ 前掲拙著『「リヤーン・ヴェストファーレン」のドイツ銀行の歴史』
Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte 1960, Teil II, 1961, SS. 47~75. を参照せよ。

⑥ GHH, SS. 56~57.

〔Ⅰ〕 展望——『大不況期』の発展傾向—— ライン・ヴェストファーレン製鉄業における製鉄工程における木炭

高炉からコークス高炉への移行は一八六〇年代に完了しており、ベッセマー転炉製鋼法も一八六二年にクルップへ、一八六三年にはヘルデへ、一八七二年にはグーテホフヌンク製鉄所へ、一八七三年にはフェニックスへ等、導入されつつあった。しかし、ベッセマー転炉製鋼法には含燐分の僅少な鉄鉱石が必要とされ、スペインやアフリカの鉄鉱石の購入ないしイギリスの鉄鉄の輸入に依存しなければならず、ベッセマー鋼鉄の生産費は第一級の鍊鉄の生産費を上廻つたため、ドイツではベッセマー転炉製鋼法はさしたる意義をもちえなかつた。一八六八―七二年に設立されたグーテホフヌンク製鉄所の新オーベルハウゼン圧延工場に、ベッセマー転炉が設備されると同時にベッドル炉三四も増設されている点は、ベッドル法の存在意義がなお承認されていたことを示唆する。これに反し、一八七八年にトーマス Vetter Sidney Gilchrist Thomas とキルクリスト Percy Carlyle Gilchrist により發明された転炉製鋼法は、鉄鉄の含燐分の除去を可能にし、ロートリンゲン・ルクセンブルクの含燐分の多いミネット鉱の利用を有利なものとしたのであり、トーマス転炉製鋼法は、一八七九年にヘルデとライン製鋼 Rheinische Stahlwerke に、一八八二年にグーテホフヌンク製鉄所等にいち早く導入され、一八八三年にライン・ヴェストファーレンで九製鉄所ですでに二三のトーマス転炉が操業されていた。それはまさしくドイツ鉄鋼業の『大不況』期を切

ライン・ヴェストファーレン製鉄業における

『混合企業』の創出⑦

抜ける楨杆として急速に普及し、近代製鋼法に基づく大量生産方法の確立にともない、一八八〇年代末から九〇年代はじめにかけて、パッドル法の決定的駆逐が招来された。一八七〇年代にベッセマー転炉製鋼法を楨杆として溶鋼ことにレールの輸出を強化したイギリス鉄鋼業の競争により、鍊鉄はレール生産の分野から駆逐されたが、なおパッドル法が精鍊工程において支配的であつた。しかし、一八八〇年代半ばから鍊鉄は、まず針金生産の分野から、ついで鉄板、棒鉄、型鉄生産の分野からも溶鋼によつて駆逐され、鍊鉄生産の絶対量の増大にも拘らず、その相対的意義は著しく低下した。さらに一八九〇年代はじめには鍊鉄は船用鉄板、船用汽罐、車輪、軸等の分野からも溶鋼によつて排除され、鍊鉄生産の絶対量の減少が生じたのである。³⁾

ところで、パッドル法のこのような衰退過程で、パッドル―庄延工場を擁した製鉄企業群のうちで、一方、近代的製鋼法とくにトーマス転炉製鋼法を技術的基礎として、製鉄―製鋼―庄延工程を一貫する結合経営を主軸に、⁴⁾採炭・採鉱あるいは第一次加工・第二次加工の継起的諸生産工程を縦断する『混合企業』群と、他方、鍊鉄生産から溶鋼生産への転換をなしえないで、パッドル炉の操作を中止して、単純庄延企業へ転生することを迫られた『単純企業』群との階層分化が前面におしだされてきた。もとより、こうして発生した『単純企業』群のなかには、近代的製鋼法の導入に成功して『混合企業』へ上昇しえたものもあつたが、大部分は『混合企業』に対する生産技術上の劣位のために、さらに、一八九〇年代以降あいついで形成された石炭、銑鉄、半製品等の諸分野におけるシンジケートの価格政策により、原料価格吊上げと製品価格引下げとの挾撃をうけて、シンジケートを支配する『混合企業』群の破滅的競争のもとにさらされ、激烈な資本の集中過程のさなかにおかれたのである。⁵⁾ 『混合企業』群と『単純企業』群との競争の過程で、一九〇〇年の恐慌とそれに続く不況のなかから一九〇四年に形成された製鋼連

合 Stahlwerkverband は、一連の『混合企業』群の独占的支配の確立を示す指標である。

こうした一八七三年の恐慌にはじまる『大不況』期を経て二〇世紀初頭にいたる過程のグーテホフヌク製鉄所の発展傾向を概括する第6表⁶⁾を検討するならば、そこで注目される点はずぎの二点である。第一は、一八七三年の恐慌とそれに続く不況過程で、就業者数合計は減少し、一八八〇年代末から九〇年代はじめにかけて漸く、恐慌前の就業者数合計を凌駕する点で

第6表 グーテホフヌク製鉄所の就業者数(各営業年度末)

営業年度	製鉄、加工、機械製作部門、および管理部門の職員、労働者数	炭坑部門の職員、坑夫数	鉄鉱石部門の職員、坑夫数	合計
1872/73	5,731人	940人	1,784人	8,455人
1874/75	4,184	1,369	945	6,498
1876/77	3,491	1,522	762	5,775
1878/79	3,821	1,475	612	5,908
1880/81	5,035	1,775	733	7,543
1882/83	5,261	1,974	467	7,702
1884/85	5,022	2,034	364	7,420
1886/87	5,263	2,270	158	7,691
1888/89	5,830	2,616	280	8,726
1890/91	6,226	2,834	234	9,294
1892/93	6,188	3,319	510	10,017
1894/95	6,652	4,067	447	11,166
1896/97	7,467	4,670	383	12,520
1898/99	8,074	4,824	327	13,225
1900/01	7,955	5,446	332	13,733
1902/03	8,684	6,376	373	15,433
1904/05	9,277	9,746	315	19,338
1906/07	10,253	10,978	363	21,594
1908/09	9,878	12,003	393	22,274

の就業者数合計を凌駕する点であり、そのばあいもより、新生産技術の導入による資本の有機的構成の高度化の進展が内包されていることに留意さるべきである。第二は、採炭部門の就業者数は『大不況』期にも不断に増大し、一九〇四—〇五営業年度末には鉄鋼部門の就業者数をも凌駕している点である。まさしく、近代産業の基、本原料たる鉄(軍器素材・労働手段素材)と石炭(原動機用および製鉄用加熱燃

料・瓦斯および化学的副産物(爆薬素材⁷⁾)との生産を二大支柱として、機械製作にいたるまでの原料加工の継起的諸生産工程を縦断的に結合する点において、グーテホフヌンク製鉄所が典型的『混合企業』とみなされる所以がある。

ところで、この間のグーテホフヌンク製鉄所の資本調達はどのように展開されたのであろうか。その創立者ヤコビー、ハニエル兄弟、フィッセンの四人の持分に対し、持分が譲渡されるばあいには持分所有者の家族ないし親族に先買権が賦与されて、親族的所有関係の維持が意図されていた。その後、相統や親族間の持分の譲渡により、一八七二年には合計四七人の持分は四八分の五から一、一五二分の五の間に大きく分化していた。かくして、同年に資本金一、〇〇〇万ターラー(一三、〇〇〇万マルク)の株式会社へ改組されたが、親族的所有関係は維持されていて、株式の取引所への上場すら提案されていなかったという⁸⁾。さて、一八七三年の恐慌は、グーテホフヌンク製鉄所に対しても、その特殊事情とあいまって痛打をあたえた。(1) 新オーベルハウゼン製鋼・圧延工場完成の時点に恐慌が勃発したこと。(2) 採炭および鉄道施設の強化のために一八七三―七五年に五分利付社債一、二〇〇万マルクのうち一、〇〇〇万マルクが発行され、殆んど専ら親族の株主サークルにより消化されたが、これにより建設された設備はさしあたって製鉄所の負担を増大させるだけであったこと。(3) 当時、『混合企業』の鉄鉱石、石炭、鉄等の生産費は、『単純企業』の購入した市場価格を上廻ったこと。(4) 鍊鉄が溶鋼により駆逐されるにともない、あいついで増設されたパッドル炉(一八七二年に合計九四)設備が著しい道德的磨損をうけたこと。さらに、(5) 株式会社への改組にさいして資本金が過大に決定された誤謬、等が絡み合って、グーテホフヌンク製鉄所の金融的再編成は不可避となった。一八七五年以後は欠損が生じ、一八七七―七八年には約四六万マルクの欠損と約三、〇〇〇万マルクの銀行負債が示されたのである。これに対処して、グーテホフヌンク製鉄所は、まず第一に、株式資

本金を三、〇〇〇万マルクから六〇〇万マルクへ切下げ、資産再評価により約四六五万マルクの欠損を填補すると同時に、第二に、一、二〇〇万マルクの社債を五分配当付優先株（証券記号B）へ、六〇〇万マルクの株式資本金を四分配当付普通株（証券記号A）へ転化し、剰余金を生じれば先に優先株の一一〇%の相場での償還を行うことを決定した。この金融的再編成を経て、一八八九年までに銀行負債の返済は完了し、その後、規定の配当と減価償却が行われたうえに著しい剰余金が生じ、これは減価償却の強化や設備投資に充當された。

一八七九—一九〇一年には、優先株の一一〇%の相場での回収も完了し、同時に、優先株と同数の普通株が一一〇%の相場で発行されて、株式資本金は従来の一、八〇〇万マルクとして維持された。しかし、新墾坑設備、ライン河港ヴァルズーム港灣設備、製鉄所増設等の設備投資のために、(1) 一九〇四年の株式資本金六〇〇万マルク引上げと一、〇〇〇万マルクの社債の株主サークルによる引受け、(2) 一九〇七年の一、六〇〇万マルクの社債の発行、(3) 一九〇九年に株式資本金の三、〇〇〇万マルクへの引上げ等、あいついで株式および社債の発行が行われている。そのばあい、全くネグリジブルな例外を除いて、株式は創立者四人の家系の親族の手中にあり、グーテホフリンク製鉄所の資本の所有関係には、親族的、封鎖的、性格が根強く維持されていた。グーテホフリンクの製鉄所は、デニスブルク・ルールオルト銀行を媒介としてドイツ銀行との結合をふかめていたのであるが、ハニエル家をはじめとする親族的な資本調達機構のもとに自己金融的性格を保持しており、そこに独占段階におけるドイツの工業と銀行との典型的結合形態は析出されえない。

(1) Vgl. K. v. Borries, *op. cit.*, S. 56.

(2) Oskar Stijich, *Eisen-und Stahl-Industrie, Nationalökonomische Forschungen auf dem Gebiete der Grossindustrie*

ライン・ヴァェストファーレン製鉄業における
『混合企業』の創出①

Unternehmung, Bd. I, 1904, S. 18, u. K. v. Borries, *op. cit.*, S. 58.

(3) K. v. Borries, *op. cit.*, SS. 58~60.

(4) Vgl. Kurt Wiedenfeld, *Ein Jahrhundert rheinischer Montan-Industrie 1815-1915*, 1916, SS. 119~122.

(5) Vgl. W. Leisbe, *op. cit.*, SS. 93~97. (6) *GHH*, S. 60, Tafel XIII.

(7) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店刊、一九三四年、一一〇―一一八ページ。

(8) Vgl. H. G. Heymann, *op. cit.*, SS. 320~324.

(9) *GHH*, S. 51. (10) *ibid.*, SS. 57~58. (11) *ibid.*, S. 51.

(12) Jakob Rießer, *Die deutschen Grossbanken und ihre Konzentration im Zusammenhang mit der Entwicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland*, 1912, S. 602.

(13) 前掲拙著「一〇三ページ、前掲拙稿「産業資本と銀行資本」七四―七五ページを参照せよ。なお、ヴァイデンフェルトは、グーテホフムンク製鉄所とクルップとが、一八五〇年代にすでにライインラントの鉄工業において全く独自の地位を占めて、生産の質に力点をおいて発展し(K. Wiedenfeld, *op. cit.*, SS. 66~69)、大量生産へ移行したのちもなお、その精良製品についてはその質により一種の独占的地位を保持しえたが、量産にともない、「市場支配による独占を志向する諸組織」へ組み込まれたことを指摘している(*ibid.*, S. 129)。さらに「ヴァイデンフェルトは、一九世紀中葉、重工業の新設企業が資本調達のために株式会社形態をとったのに対し、グーテホフムンク製鉄所やクルップのような、古くから存続する企業はこれに反して、外部の資本所有者にその企業への影響を許すことをなおも怖れて、信用需要がますます大きくなるにつれて、いまや個人的信用の古い諸形態に必然的に結びついている。一切の煩雑さや頻繁な攪乱をむしろ引受けたのである。……家族の伝統と無制限の独立性を求める要求は、しかしこれらの企業者サークルでは、より容易な資本調達の純粋に実質的な願望よりも強力であった」と叙述してゐる(*ibid.*, SS. 73~74)。後者は「ライオン・ヴェストフアレンの企業家層の家族なごし親族の密接な結合関係に立脚した家族経営 Familienbetrieb」の意義を重視するメンケルの興味をかゝる所説(F. Zunkel, *op. cit.*, S. 73)にかかわる論点を含み、視角をさらに拡げて、ドイツ資本主義の発展過程における株式会社形態(ないし会社形態による資本の集中)の構造と機能についてたゞちいっただ分析をすすめることが要請される。前者は、グーテホフムンク製鉄所の資本の蓄積

と循環が、ルールオルトの石炭商や回漕業（リール）に蓄積基盤をもったハニエル家に補強されつつも、基本的な発展傾向においては、シュティンネスの型態よりはむしろそれと対蹠的なクルップの型態（松田智雄「クルップ」、同編大塚久雄他『巨富への道』中央公論社刊一九五五年所収、二〇二〜三三一ページを参照せよ）と相似的に把握されるべきことを示唆する点で注目される。

なお、グーテホフメンク製鉄所の両大戦間ならびに第二次大戦後の発展については、さしあたって、K. H. Herchenöder, *op. cit.*, SS. 119〜140. を参照せよ。* 戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』東京大学出版会刊一九六〇年、熊谷一男「独占資本の形成と株式会社——ライン・ヴェストファーレン及びオーベル・シュレージエン鉱山——製鉄業の独占資本形成過程にみられる地帯差——」、明治大学経営学部創立十周年記念論文集第一冊、経営論集第一巻第一号においても、小論と異った視角から『混合企業』の展開について論及されていることを付記しておく。

——一九六三・一〇・一三稿——